

「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」を受けた本協会の行動計画のポイント

平成 23 年 1 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

※ [●：対応済み、○：今後対応予定]

1. ルール・メイキング

(1) A T C（問題の早期発見・早期対応）の活用

- A T Cワーキング・グループの委員構成の見直しにより、情報収集手段の拡充等を図る。
- F I N M A C及び国民生活センター等の情報を活用し、取り組むべき課題の早期発見・早期対応を図る。
- 必要に応じて、法令による規制の導入に先立ち、機動的に自主規制規則の制定等を行うこととし、その旨を「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的な考え方」という）として決議する。

(2) 自主規制規則とプリンシプル・ベース

- 新たな規則の制定・改正の際には、①必要に応じていわゆるプリンシプル条項の導入を検討すること及び②ルール・ベースの規制にプリンシプル・ベースの規制を組み合わせることにより、協会の自主的な取組みを助長するような規則等の整備を図ることとし、その旨を基本的な考え方として決議する。

(3) 協会員はじめ各方面とのコミュニケーションの充実

- 各ワーキング・グループ等の一覧表（設置の趣旨・目的、検討内容及び議事概要並びに成果物を含む。）を本協会HPに掲載する。
- 新たに組成するワーキング・グループ等には、案件に応じ適宜、利用者、行政当局及び市場関係者等の参画を求める。

(4) コスト・ベネフィット分析（規制コストにも配慮したルール・メイキング）

- 各ワーキング・グループ等における議論の中で、規制コストを含めた議論を充実していくこととし、その旨を基本的な考え方として決議する。
- 本協会が事業主体となるシステム開発・更改等の意思決定について、客観性、中立性及びプロセスの可視化をより一層高める観点から、「システム検討部会」を設置する。

(5) 自主規制規則の定期的な見直しシステム

- 本協会は、法令諸規則の改正並びに協会員等からの意見・要望を受け、随時、規則の必要な見直しを行うものとする。これに加え、定期的（年1回程度）に意見・要望の募集を実施し、必要に応じて、見直しを行うものとし、その旨を基本的な考え方として決議する。

(6) 法令・自主規制規則に関するガイドライン、Q & A等のタイムリーな発信

- 法令・規則の制定時には、趣旨や実務対応について解説したQ & A等を作成し、協会員及び利用者へ発信する。
- 「自主規制ウェブハンドブック」を作成する。

2. エンフォースメント

(1) 監査（当局との連携強化）

- 証券取引等監視委員会と日証協との定期的及び随時の情報交換会を開催する。
- 証券取引等監視委員会開催の研修への日証協職員の参加及び日証協（監査1部）開催の研修に証券取引等監視委員会からの講師派遣を要請する。

(2) 協会員等の処分に関する考え方

- これまでも「取引の信義則に反する行為」を理由として処分を行っているところであり、今後とも、個々の事案につき、引き続きその該当性について検討を行う。
- 「協会員の役職員に対する処分の考え方」を取りまとめ公表する。
- 「不服審査会」を設置する。

3. ディスクロージャー・情報発信等

(1) 自主規制の存在意義・業務に関する能動的・効果的な情報発信

- 透明性を確保するための開示や利用者等への分かりやすい情報発信を積極的に行う。
- 協会HP全体の構成の見直し。

(2) 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

- インベスター・アラート（投資者への注意喚起）を協会HPに掲載する。さらに、注意喚起の内容の拡充を図る。
- 協会員の役職員に対し、投資勧誘の基本原則や実務対応を記した「営業員向けウェブガイドブック」を作成し、協会HPに掲載する。また、複雑な金融商品の販売者として理解しておくべき事項などは、「営業員向けの注意文書（ノーティス）」として、協会HPに掲載する。
- 証券教育広報センターと連携し、投資者保護の観点から、投資未経験者に重点を置いた普及・啓発活動及び情報発信の一層の充実を図る。

4. 他の自主規制機関等との連携

(1) 他の金融商品取引業協会及び金融商品取引所との連携

- 今後も、「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「CRO連絡協議会」を開催し、自主規制業務に関する情報・意見交換会を開催する。
- 第二種金融商品取引業協会に対して、金融商品取引業協会連絡協議会に参画を要請し、自主規制業務に関する情報・意見交換会を開催する。

(2) F I N M A Cとの連携

- F I N M A Cとの定期的な情報交換会を開催する。

(3) 「広義」の自主規制機関との連携

- 日本弁護士連合会及び日本公認会計士協会との連携を図る。
- 消費者団体との連携を図る。

5. 自主規制機関（金融商品取引業協会）への加入義務付け

6. 自主規制規則と独占禁止法との関係

- 「自主規制研究会（仮称）」を設置し、諸外国の制度などを含め、自主規制のあり方全般について、調査・研究を行う。

以 上

「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」(平22.6.29)
を受けた本協会の行動計画について

平成23年1月18日

日本証券業協会

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
1. ルール・メイキング			
(1)ATCの活用	◆日証協が機動的に自主規制規則等を策定するに当たっては、取り組むべき課題の早期発見・早期対応が肝要である。この観点から、「ATCワーキング」等の日証協におけるATC (Ahead of the Curve) に関する活動は重要である。	●ATCワーキング・グループの委員に、市民グループや大学教授等の参画を求め、情報収集手段の拡充等を図る(別紙1参照)。 ●FINMAC から、苦情・あっせん事例等の情報提供を受け、これらの情報を抽出・分析し、取り組むべき課題の早期発見・早期対応を図る。 ●国民生活センター等の公開情報を活用し、取り組むべき課題の早期発見・早期対応を図る。 ○上記の対応をフォワード・ルッキング・アプローチと位置付け、法令による規制の導入に先立ち、機動的に自主規制規則の制定等を行う旨などを盛り込んだ「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方(仮称)」を、自主規制会議で決議する。	対応済 (9月) 対応開始済 対応開始済 対応予定 (1月)
(2)自主規制規則とプリンシプル・ベース	◆規則の個別具体的な規定が潜脱されるような事案の発生に備え、自主規制規則にプリンシプル条項を導入することが適当である。 ◆協会員に対して、誠実公正義務や高度な倫理基準の遵守やその態勢整備を求めるものなど、協会員の自主的な取組みを助長するような規則のあり方についても、引き続き、検討する必要がある。	○新たな規則の制定・改正の際には、必要に応じて、いわゆるプリンシプル条項の導入を検討する(第三者割当増資の取扱い規則第18条(みなしMSCB等への適用)を参考とする。)旨などを盛り込んだ「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方(仮称)」を、自主規制会議で決議する。 ○ルール・ベースの規制にプリンシプル・ベースの規制を組み合わせることにより、協会員の自主的な取組みを助長するような規則等の整備を図る旨などを盛り込んだ「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方(仮称)」を、自主規制会議で決議する。	対応予定 (1月) 対応予定 (1月)

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
(3)協会員はじめ各方面とのコミュニケーションの充実	◆現行の協会員参加型のワーキング・グループ等による検討を基本としつつ、より検討の早い段階から情報を適時発信しながら、各方面とのコミュニケーションの充実を十分に図っていくという意識を持って進めていく必要がある。 ◆当該ワーキング・グループ等には、案件に応じ適宜、利用者、行政当局及び市場関係者等の参画を求め、客観的かつ中立な立場の意見を聞きながら検討を行うことが適当である。	●各ワーキング・グループ等の一覧表(設置の趣旨・目的、検討内容及び議事概要(※)並びに成果物を含む。)を本協会HPに掲載する(別紙2参照)。 ※非公開とされたものを除く。 ●新たに組成するワーキング・グループ等には、案件に応じ適宜、利用者、行政当局及び市場関係者等の参画を求める(別紙3参照)。	対応開始済 (議事概要の開示は、12月開催会議より) 対応開始済
(4)コスト・ベネフィット分析(規制コストにも配慮したルール・メイキング)	◆英国等におけるコスト・ベネフィット分析の手法やその効果については、今後も注視し、研究していく必要があるが、現時点においては、その効果に議論があるところであり、日証協におけるルール・メイキングに当たっては、関係者とのコミュニケーションの中で、規制コストも含めた議論を充実していくという手法が適当である。	○各ワーキング・グループ等における議論において、協会員の事務コストに大きく影響する施策や協会員あるいは協会自身がインフラ等の整備を行う必要がある施策についての提言等を行う際には、その議論の中で、規制コストを含めた議論を充実していく(例えば、費用対効果などの検証など)旨などを盛り込んだ「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方(仮称)」を、自主規制会議で決議する。 ●本協会が事業主体となるシステム開発・更改等の意思決定について、客観性、中立性及びプロセスの可視化をより一層高める観点から、財務分科会の下部機関として、システムに係る事案ごとに「システム検討部会」を設置する。	対応予定 (1月) 対応済 (11月)
(5)自主規制規則の定期的な見直しシステム	◆自主規制規則が一旦制定されると、見直し等の検討が行われにくいという指摘があるが、規則はその時々々の環境や状況等に応じて、絶えず見直しが行われる必要がある。例えば、規則によっては、新設の際に「原則として○年後に検証を行う」という付則を設けることや、自主規制規則を所管するすべての委員会において、それぞれ定期的に検証が行われるシステムを導入すること等が考えられる。	○本協会は、法令諸規則の改正等並びに協会員等からの意見・要望を受け、規則の中で市場環境等の変化により現状に則していないもの又は新たに自主規制での対応が必要なものなどについて、規則を所管する委員会及びワーキング・グループ等(以下「規則所管委員会等」という。)において審議を行い、随時、必要な見直しを行っており、これに加え、定期的(年1回程度)に、規則の見直し等に関	対応予定 (1月)

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
		する意見・要望の募集を実施し、協会員等から寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行うものとする旨などを盛り込んだ「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方(仮称)」を、自主規制会議で決議する。	
(6) 法令・自主規制規則に関するガイドライン、Q&A等のタイムリーな発信	◆日証協の協会員の業容・業務内容は多種多様であるが、すべての協会員において、法令及び自主規制規則の遵守の徹底が図られる必要がある。そのため、法令・自主規制規則の趣旨や実務対応について解説したガイドラインやQ&A等を、引き続き、タイムリーに発信していくことが重要である。また、各種ガイドライン等の位置付けを明確化するとともに、自主規制規則や関連するガイドライン等が一覧できるような「自主規制ハンドブック」の作成についても検討することが適当である。	●法令・規則の制定時には、趣旨や実務対応について解説したQ&A等を作成し、協会員及び利用者へ発信する。 ○自主規制規則や関連するガイドライン等が一覧できるような「自主規制ウェブハンドブック」を作成する(別紙4参照)。	対応開始済 対応予定 (1月)
2. エンフォースメント			
(1) 監査	◆日証協の協会員に対する当局の検査と日証協の監査については、現在、当局検査が主体的な役割を果たしているところであるが、日証協の協会員に対する信頼を確保する観点からも、リスクベースの観点に基づき専ら当局が主体となる場合は別として、日証協監査がより積極的な役割を果たしていく姿勢を示していく方向で今後検討していくことが適当である。 このため、当局検査と日証協監査との間の情報の共有及び検査・監査手法等/ノウハウの共有等を図ることにより、当局と日証協の連携を更に強化し、トータルで協会員に対する監査の実効性が向上するよう取組みを行っていくことが重要である。	●証券取引等監視委員会と日証協との定期的及び随時の情報交換会を開催する。 ●証券取引等監視委員会開催の研修への日証協職員の参加及び日証協(監査1部)開催の研修に証券取引等監視委員会からの講師派遣を要請する。	対応済 対応済
(2) 処分に關する考え方	◆日証協が行う協会員に対する処分は、金融商品取引業の信用を著しく失墜させると認められる事案については、「取引の	●これまでも「取引の信義則に反する行為」を理由として処分を行っているところであり、今後とも、個々の事案につき、引	対応済

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
	信義則に反する行為」への該当性について検討を行う必要がある。 ◆処分を科すに当たっては、より透明性の高い手続によることが適当であり、日証協では、本年7月より、弁明制度を整備するとともに、不服申立て制度を設け、中立的な位置付けの不服審査会で不服申立ての内容につき審査を行うこととしており、その適切な運営が期待される。	引き続きその該当性について検討を行う。 ●「協会の役員に対する処分の考え方」を取りまとめ公表する(別紙5参照)。 ●「不服審査会」を設置する。	対応済 (9月) 対応済 (7月)
3. ディスクロージャー・情報発信等			
(1) 自主規制の存在意義・業務に関する能動的・効果的な情報発信	◆日証協の自主規制業務に対する利用者からの安心感・信頼の確保・向上を図る観点から、自主規制業務に関し、透明性を確保するための開示や利用者等への分かりやすい情報発信を積極的に行っていくことが必要不可欠である。例えば、ルール・メイキングのプロセスの早い段階から情報発信の充実を図る等、より一層の木目細かい開示を行っていくべきであるとする。 ◆日証協のHPでは、自主規制業務に関する情報の中には、HPの深い階層に存在し、常時閲覧していないと見過ごす情報等もある。また、自主規制に関する活動状況についての情報量が少ないのではないかという指摘もある。今後、HPの掲載内容の充実を図ること等により、日証協として、有益な情報をタイムリーかつ分かりやすく対外的に発信していくことが重要である。	●自主規制業務に関し、透明性を確保するための開示や利用者等への分かりやすい情報発信を積極的に行う(まずは、協会HPにおける自主規制に関する情報の拡充を図る。)(別紙3参照)。 ○協会HPの構成の見直し(検討中)	対応開始済 (12月) (検討中)
(2) 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進	◆投資者保護の観点から、米国のFINRAが行っているインベスター・アラート(投資者に対する注意喚起)等も参考に、例えば、複雑な商品性の新たな商品や取引が開発され、広く勧誘等が行われるような場合には、その商品のリスク等を分かりやすく解説した書面を作成・周知するといった対応を行うことも効果的である。FINM	●インベスター・アラート(投資者への注意喚起)を協会HPに掲載する(別紙6参照)。さらに、FINMAC等からの情報を活用し、苦情、あっせんに多く見られる事例とその対応策などに関して投資者・消費者にとって分かりやすい形でタイムリーに公表するなど注意喚起の内容の拡充を図る。	対応開始済 (12月)

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
	AC等からの情報を活用し、協会員と顧客との間でトラブルが散見される事案(悪質な商品や手口)に関しては、投資者・消費者にとって分かりやすい形でタイムリーに公表すること等により、トラブルの再発防止を図っていくことも必要である。 ◆海外の事例も参考としつつ、日証協の自主規制部門においても、「消費者」が名実ともに自立した「投資者」として金融取引や契約に関する合理的な判断ができるようになるための支援を行うための施策を推進していくことが必要であるとの指摘があった。 ◆日証協の協会員に対する信頼性の向上を図る観点からも、協会員各社の業務内容及び財産の状況について、例えば、日証協において取りまとめて、投資者・消費者に分かりやすく利用しやすい形で公表する等の取組みも必要ではないかとの意見があった。	○協会員の役職員に対し、営業員の心構えなど投資勧誘の基本原則や実務対応を記した「営業員向けウェブガイドブック」を作成し、協会HPに掲載する。また、当局検査及び協会監査等で指摘された事例、FINMAC等へ寄せられているトラブルが散見される事例など、複雑な金融商品の販売者として理解しておくべき事項などは、「営業員向けの注意文書(ノーティス)」として、協会HPに掲載する。 ●証券教育広報センターと連携し、投資者保護の観点から、投資未経験者に重点を置いた普及・啓発活動及び情報発信(上記のインベスター・アラート(投資者への注意喚起文書)の拡充を含む。)の一層の充実を図る。 ○他の金融商品取引業協会とも連携し、左記の施策を検討する。 (検討中)	対応予定 対応開始済 (12月) 対応予定
4. 他の自主規制機関等との連携			
(1)他の金融商品取引業協会及び金融商品取引所との連携	◆金融商品取引業協会及び証券取引所等の自主規制機関は、金商法の下、投資者保護や市場の公正性・健全性を確保することを目的としており、問題意識を共有することには意義があり、密接な情報交換を図る等、連携の強化を図ることが適当である。 現在、金融商品取引業協会との間では「金融商品取引業協会連絡協議会」及びワーキング・グループを、また、証券取引所との間では「最高自主規制責任者(CRO)連絡協議会」を定期的に開催しているところであり、今後も、引き続き、これらの	●今後も、「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「CRO連絡協議会」を開催し、自主規制業務に関する情報・意見交換会を開催する。	対応開始済

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
	場を通じて、自主規制業務に関する情報・意見交換を行っていくことが適当である。 ◆現在、第二種金融商品取引業のうち集団投資スキームや信託受益権販売業については、金融商品取引業協会が存在せず、いわば自主規制に空白が生じているが、現在、この業務に関する金融商品取引業協会設立に向けた準備が行われているところであり、この協会との連携を図っていく必要がある。	○第二種金融商品取引業協会に対して、金融商品取引業協会連絡協議会に参画を要請し、自主規制業務に関する情報・意見交換会を開催する。 (本協会の会長が、第二種金融商品取引業協会の会長に就任。)	対応予定
(2)FINMACとの連携	◆日証協としても、FINMACと密接に連携を図り、FINMACにおける紛争等解決業務の更なる充実のために、積極的に関与し協力していく必要がある。	●FINMACとの定期的な情報交換会を開催する(FINMACの関係団体連絡会への参加を含む。)	対応済
(3)「広義」の自主規制機関との連携	◆上記の金商法に基づく自主規制機関以外の団体であっても、協会の証券業務や企業の資金調達等に関与する等、証券市場や証券業務と密接な関係を有する専門家の団体(日本弁護士連合会、日本公認会計士協会等)との間では、適宜、情報・意見交換を行い、それらの意見等を日証協の自主規制機能発揮のために活かしていくことが適当である。	○日本弁護士連合会及び日本公認会計士協会との連携を図る。 ○消費者団体との連携を図る。	対応予定 対応予定
5. 自主規制機関(金融商品取引業協会)への加入義務付け			
	◆金融商品取引業協会に対する金商法による加入義務付けの是非に関しては、中間論点整理に記載のとおり、不適切な業者を除名処分とし、市場から退出させることで、業界の信用の維持が図られるなどの利点も含め、引き続き、本懇談会において、整理・検討することとする。	○「自主規制研究会(仮称)」を設置し、諸外国の制度などを含め、自主規制のあり方全般について、調査・研究を行う。	継続検討
6. 自主規制規則と独占禁止法との関係			
	◆日証協が金商法に基づき、能動的に厳格な自主規制業務を推進した場合において、独禁法との関係により金商法等で認められた権能を行使できない場合が生じるとすれば、自主規制の目的を達成することに制約が生じることになる。したがって、今後、金商法に基づく自主規制と独禁	○「自主規制研究会(仮称)」を設置し、諸外国の制度などを含め、自主規制のあり方全般について、調査・研究を行う。	継続検討

	中間論点整理の内容(要旨)	行動計画 (●:対応済、○:対応予定など)	対応時期 (目途)
	法との関係について、行政当局その他適切な場において、一定の整理が行われることを期待したい。		

以 上

日証協（自）22第46号
平成22年9月14日

会 員 代 表 者 殿
特別会員代表者 殿

日 本 証 券 業 協 会
自 主 規 制 会 議
議 長 神 田 秀 樹

「ATCワーキング・グループ」の主査及び委員の選任について

今般、「ATCワーキング・グループ」（平成20年11月、自主規制会議の下部機関として設置）¹の主査及び委員を別紙のとおり選任いたしましたので、御通知申し上げます。

以 上

- 本通知に関するお問合せ先
自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

¹ 平成20年11月18日付け通知「「ATCワーキング」の設置について」（日証協（自）20第86号）をご参照下さい。

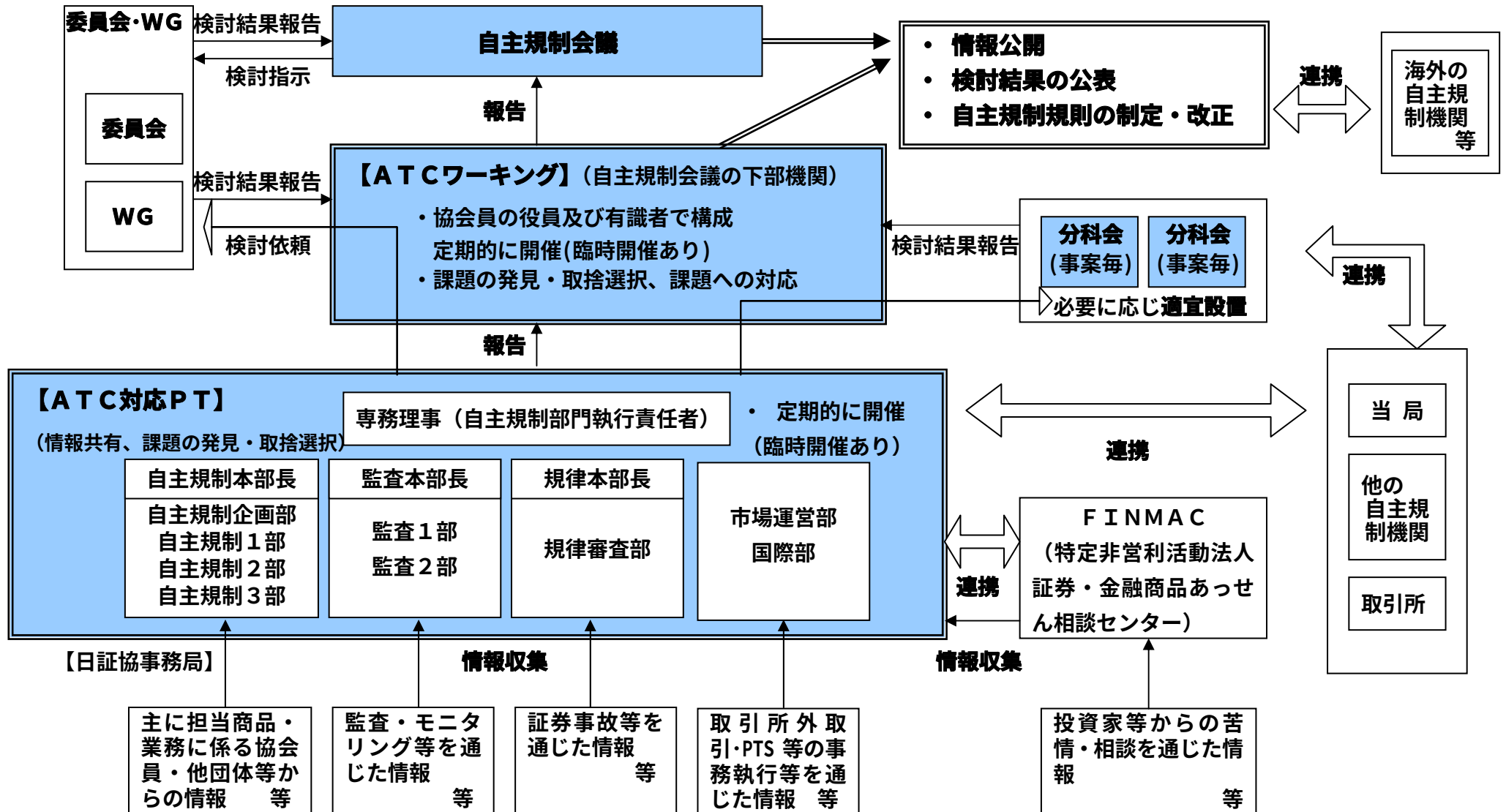
「ATCワーキング・グループ」名簿

平成 22 年 9 月
日本証券業協会

主 査	大 崎	貞 和	(野村総合研究所 未来創発センター	主 席 研 究 員)
委 員	青 木	優 知	(三井住友銀行	投資銀行統括部 上 席 推 進 役)
"	宇 藤	康 浩	(メリルリンチ日本証券	コンプライアンス シニアヴァイスプレジデント)
"	大 谷	直 也	(大和証券キャピタル・ マ ー ケ ッ ツ	経営企画部 担当部長)
"	小 川	豪 一	(東京証券取引所	考 査 部 総務・企画グループ) グ ル ー プ リ ー ダ ー
"	川 本	哲 也	(大阪証券取引所	自 主 規 制 本 部 自主規制総務グループ) グ ル ー プ リ ー ダ ー
"	岸 田	吉 史	(野 村 証 券	経 営 企 画 部 戦 略 グ ル ー プ 次 長)
"	雑 賀	基 夫	(松 井 証 券	コ ン プ ラ イ ア ン ス グ ル ー プ リ ー ダ ー)
"	坂 井	竜 裕	(特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん 相 談 セ ン タ ー (F I N M A C)	副 セ ン タ ー 長)
"	武 井	一 浩	(西村あさひ法律事務所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士)
"	永 沢	裕 美 子	(Foster Forum 良質な 金融商品を育てる会	事 務 局 長)
"	森 中	寛	(光 証 券	代 表 取 締 役 社 長)
"	山 脇	哲 也	(三菱UFJモルガン・ ス タ ン レ ー 証 券	企 画 部 副 部 長)
"	米 澤	康 博	(早稲田大学大学院	ファイナンス研究科教授)

以 上 14 名
(五十音順・敬称略)

日本証券業協会におけるATCに係る体制図



日本証券業協会ホームページにおける「自主規制に関する情報の拡充」について

- 平成 22 年 12 月 14 日より、本協会ホームページにおいて、以下の対応 (コンテンツ新設、拡充) を図っております。また、今後も、引き続き、積極的な情報の発信を図ってまいります。

The screenshot shows the JSDA homepage with several sections and annotations:

- Top Navigation:** 協会の概要, 協会員, 会長会見, 採用情報, リンク集, サイトマップ. English link.
- Left Sidebar:**
 - 「金融経済」や「投資」について学んでみませんか?
 - 詐欺・トラブルに** (Red box)
 - あわないために…
 - 投資者のみなさまへの注意をお知らせします!
 - 証券取引等監視委員会
 - 臨時開市情報閲覧サービス
 - 社会貢献への取組み
 - 上場会社の皆さまへ J-IRISS (ジャイリス) への登録をお願いします!
 - ご注意 (Red box)
- Main Content Area:**
 - プレスリリース** (Red box):
 - 2010/12/13 パブリックコメントの募集について
 - 2010/12/10 「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」の検討状況について
 - 2010/12/08 「社債市場の活性化に関する懇談会 部会」の検討状況について
 - 2010/11/30 証券化市場の動向調査
 - 2010/11/24 インターネット取引に関する調査結果 (平成22年9月末)
 - 2010/11/17 会長記者会見
 - 新着・更新情報** (Red box):
 - 2010/12/13 個人情報の苦情処理に関する実績報告
 - 2010/12/10 新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況
 - 2010/12/10 インターネット取引に係るシステム障害件数
 - 2010/12/09 公社債償還 (第149号 2010年9月末現在)
 - 2010/12/09 第2回「社債市場の活性化に関する懇談会第2部会」
 - 2010/12/09 公社債発行銘柄一覧
 - 2010/12/07 第3回「社債市場の活性化に関する懇談会第3部会」
 - 2010/12/06 「証券投資についてのアンケート」調査の結果 (回答件数) について
 - 2010/12/01 会員の新規加入について
 - 2010/06/29 「国債取引の決済リスク削減に向けた取組み及び工程表」の公表について
- Bottom Navigation:**
 - 投資者のみなさまへ** (Red box):
 - 投資者向けの注意喚起
 - 投資者向け主要情報
 - 証券あっせん相談
 - 金融商品取引苦情相談窓口
 - 税制改正要望
 - 株券の電子化について
 - イベント/学習** (Red box):
 - 証券教育広報センター
 - 証券知識の普及
 - 証券クエスト
 - e-104.net イベント/セミナー
 - わたしの街のセミナー (協会主催)
 - わたしの街の証券会社 (協会店舗検索)
 - 大学・大学院コーナー (講師派遣等)
 - 統計情報/調査報告** (Red box):
 - 統計情報
 - 証券業報
 - 報告書
 - 調査研究
 - 証券統計ポータルサイト ((財)日本証券経済研究所提供)
 - 資格関係** (Red box):
 - 外務員資格とは
 - 外務員資格試験
 - 自主規制** (Red box):
 - 自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス
 - 定款・諸規則
 - パブリックコメント
 - 自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等
 - 協会員向けのQ&A等
 - 協会員への監査
 - 協会員/外務員処分
 - 協会員への講師派遣
 - J-IRISS
 - 各種市場関係** (Red box):
 - 取引所金融商品市場外取引
 - PTS取引
 - グリーンシート制度
 - フェニックス制度
 - 外国証券市場
 - 公社債市場
 - 証券化市場
- Annotations:**
 - インベスター・アラート (新設)** (Yellow box) points to the "投資者のみなさまへ" section.
 - インベスター・アラート (新設)** (Yellow box) points to the "詐欺・トラブルに" section.
 - 別紙 2-1 (新設)** (Yellow box) points to the "自主規制" section.
 - 別紙 2-2 (新設)** (Yellow box) points to the "各種市場関係" section.
 - 別紙 2-3 (新設)** (Yellow box) points to the "協会員への監査" link.
 - 別紙 2-4 (新設)** (Yellow box) points to the "外務員資格とは" link.
- Footer:**
 - ◆ 本ホームページの内容は、著作物であり、著作権法によって保護されており、日本証券業協会に無断で転用・複製等することを禁じます。
 - ◆ 本ホームページに掲載された情報については、万全を期しておりますが、諸事情により誤りが含まれる可能性があります。掲載された情報に基づき判断については、利用者の責任の下に行うこととし、日本証券業協会は、これに係わる一切の責任を負うものではありません。
 - ◆ 本ホームページは、予定なしに内容が変更 (変更・削除等) があります。
 - ／ 免責事項 / 個人情報の取扱い / ご意見等

English

検索

GO

[ホーム](#) > [自主規制](#) > [自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス](#)

自主規制の仕組み・規則制定等のプロセス

1. 自主規制とは

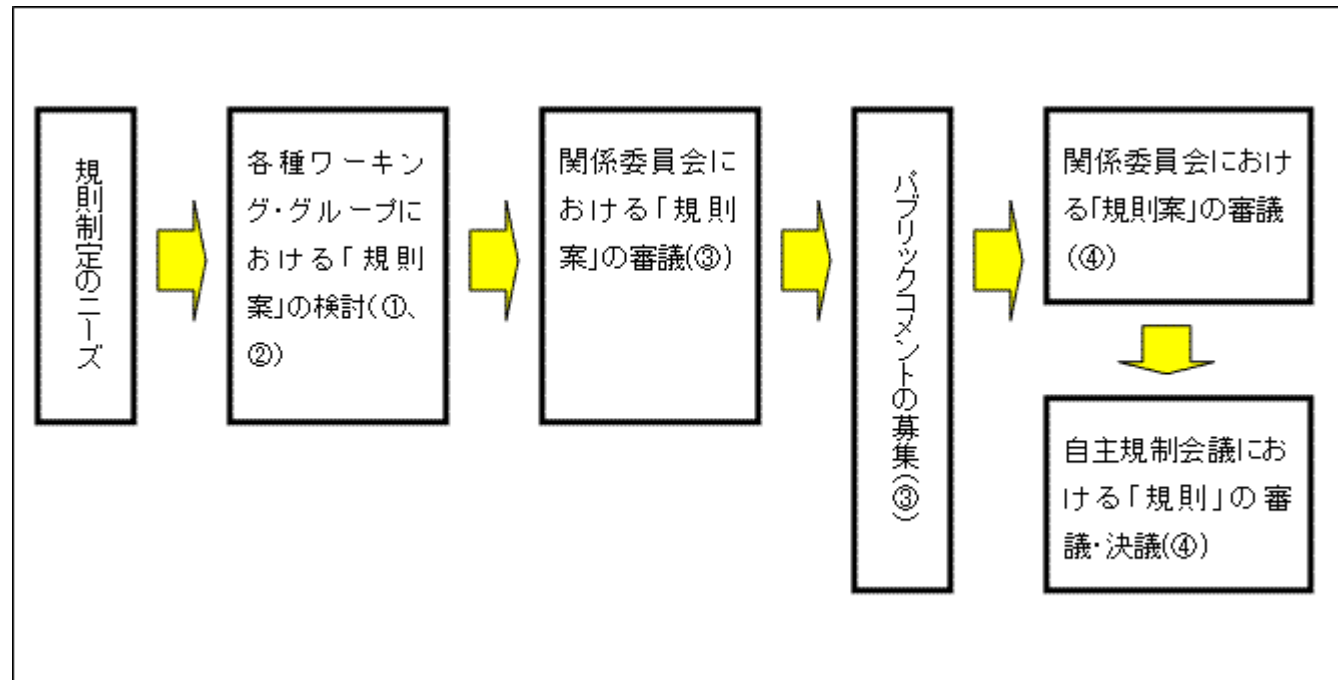
- 「自主規制」とは、金融商品市場への信頼の確保のため、法令によるものではなく、自治の精神に基づき、自ら策定した規則によって自らを律することです。
- 日本証券業協会は、金融商品取引法に基づく認可金融商品取引業協会（自主規制機関）として、協会員（注）がその社会的・公共的使命を適切かつ十全に発揮・遂行するため、投資者保護並びに証券取引及び市場の公正性・健全性の確保等を図ることを目的として、以下のような自主規制業務を行っています。
 - ① 規則の制定、実施
 - ② 協会員に対する監査及びモニタリング調査の実施
 - ③ 自主制裁の発動（協会員及び協会員の役職員に対する処分）
 - ④ 各種資格試験・外務員資格更新研修の実施及び外務員の登録事務
 - ⑤ 証券取引等の苦情・相談、あっせん
 - ⑥ 認定個人情報保護団体の業務の実施
 - ⑦ 公社債市場の整備・拡充
 - ⑧ 上場株券等の取引所金融商品市場外取引の制度整備
 - ⑨ グリーンシート銘柄等に関する制度整備 等

協会員とは、会員（証券会社）、特別会員（都市銀行やゆうちょ銀行等の銀行、信用金庫、信用組合、
（注）保険会社等本協会に加入している登録金融機関）及び店頭デリバティブ取引会員を言います（以下同じです。）。

2. 規則制定等のプロセス

- 日本証券業協会は、金融商品市場の円滑な運営を図るため、協会員に適用される各種規則を制定して、金融商品取引業の遂行の公正、円滑化に努めています。
- 専門的かつ技術的な金融取引を適切に規制するためには、金融商品市場の現状や実務に精通した協会員の役職員が専門的知見を活用し、自ら規律を策定することが有効であることから、協会員の役職員に、規則の制定等のプロセスへの参加を求めています。
- 協会員の役職員は、規則の制定等のプロセスへの参加を通じ、ルール of 趣旨・目的について深い理解が得られ、自治の精神に基づく健全な遵守に繋がるといえます。
- 日本証券業協会の規則については、以下のプロセスで検討・制定・改正を行っています。
 - ① 規制の必要性を把握し、**自主規制会議**又は**関係委員会**の下部に**ワーキング・グループ等**を設置。
 - ② ワーキング・グループ等で規則案を検討。
 - ③ 関係委員会で審議のうえ**パブリック・コメント**を募集（2週間～1か月間）。
 - ④ パブリック・コメントを踏まえた規則案を関係委員会及び自主規制会議で審議の上、決定。

※ワーキング・グループ等のメンバー（協会員及び有識者等10数名で構成）には、協会員の役職員に限らず、案件に応じ適宜、利用者、行政当局及び市場関係者等の参画を求め、客観的かつ中立な立場の意見を聞きながら検討を行っています。



/免責事項/個人情報の取扱い/ご意見等/サイトマップ/

Copyright(C) 1997 Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

English

検索

GO

ホーム> 自主規制> 自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等

自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等

以下では、自主規制会議、各委員会、ワーキング・グループ等の各会議体の位置付けやワーキング・グループの議事概要等について、紹介いたします。

なお、各ワーキング・グループの議事概要等については、ワーキング名の下の「議事概要」をクリックしていただくと、ご覧になれます。

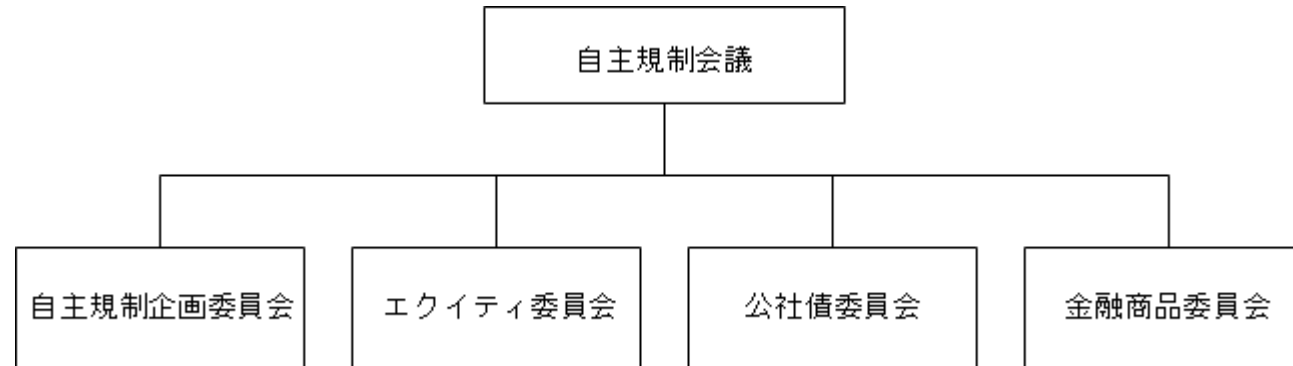
1. 自主規制会議

- 日本証券業協会の自主規制に係る全般的な事項を決定する権限を持つ会議体が、「自主規制会議」です。
- 「自主規制会議」のメンバーは、定款の定めにより13名以内とされています。
- 「自主規制会議」のメンバー構成は、自主規制会議議長（公益理事）1名、公益委員4名、会員委員4名以内、特別会員委員2名以内、会長1名、執行責任者1名とされています。自主規制の真のあるべき姿を議論・決定していくため、証券業界以外の業界からも広くメンバー（公益理事・公益委員）を選定し、公正性・中立性を保っています。

2. 自主規制会議の諮問機関（各委員会）

規則の制定・改正については、「自主規制会議」の諮問機関として、以下の4つの委員会を設置しています。

（自主規制会議の諮問委員会の組織図）



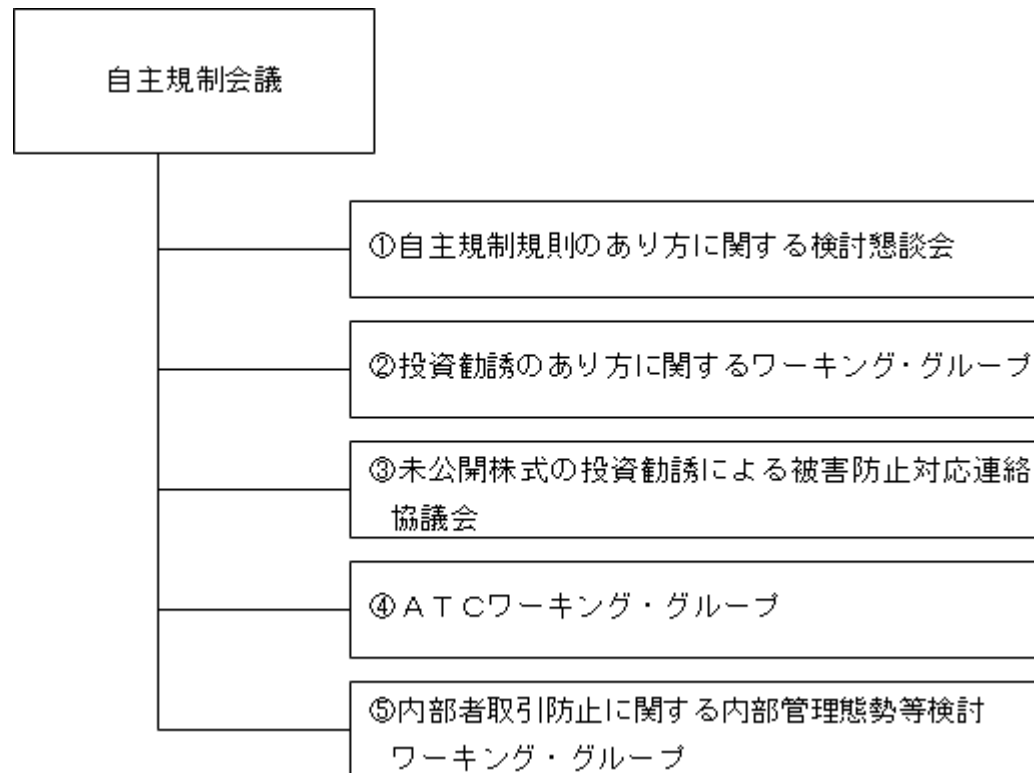
委員会名	所管事項	事務局
自主規制企画委員会	① 投資勧誘、顧客管理等に関する事項 ② 広告等及び景品類の提供に関する事項 ③ 内部管理責任者等に関する事項 ④ 従業員に関する事項 ⑤ 外務員の資格及び登録（外務員の処分を除く。）に関する事項 等	自主規制企画部
エクイティ委員会	① エクイティ商品（外国証券を含む。以下同じ。）の発行及び流通に関する事項 ② 会員の株券貸借取引に関する事項 ③ 有価証券の売買その他の取引に係る監理に関する事項 等	自主規制1部
公社債委員会	① 店頭における公社債（外国証券を含む。以下同じ。）の売買その他の取引に関する事項 ② 公社債の店頭売買の参考値等の発表等に関する事項 ③ 外国投資信託等に関する事項 等	自主規制2部
金融商品委員会	① 店頭デリバティブ取引等に関する事項 ② 証券化商品に関する事項 ③ 海外証券先物取引に関する事項 ④ その他金融商品（他の委員会の所管事項に係るものを除く。）に関する事項 等	自主規制3部

3. ワーキング・グループ等

- 規則の制定・改正の検討にあたっては、現在、以下のワーキング・グループ等を設置して、実務的な検討を行っています。
- 以下では、各ワーキング・グループ等における検討事項や公表資料等を紹介しています。(なお、以下では、平成22年以降に公表した資料等を掲載しています。)

1. 「自主規制会議」の下部ワーキング・グループ等

(自主規制会議の下部ワーキング・グループ等の組織図)



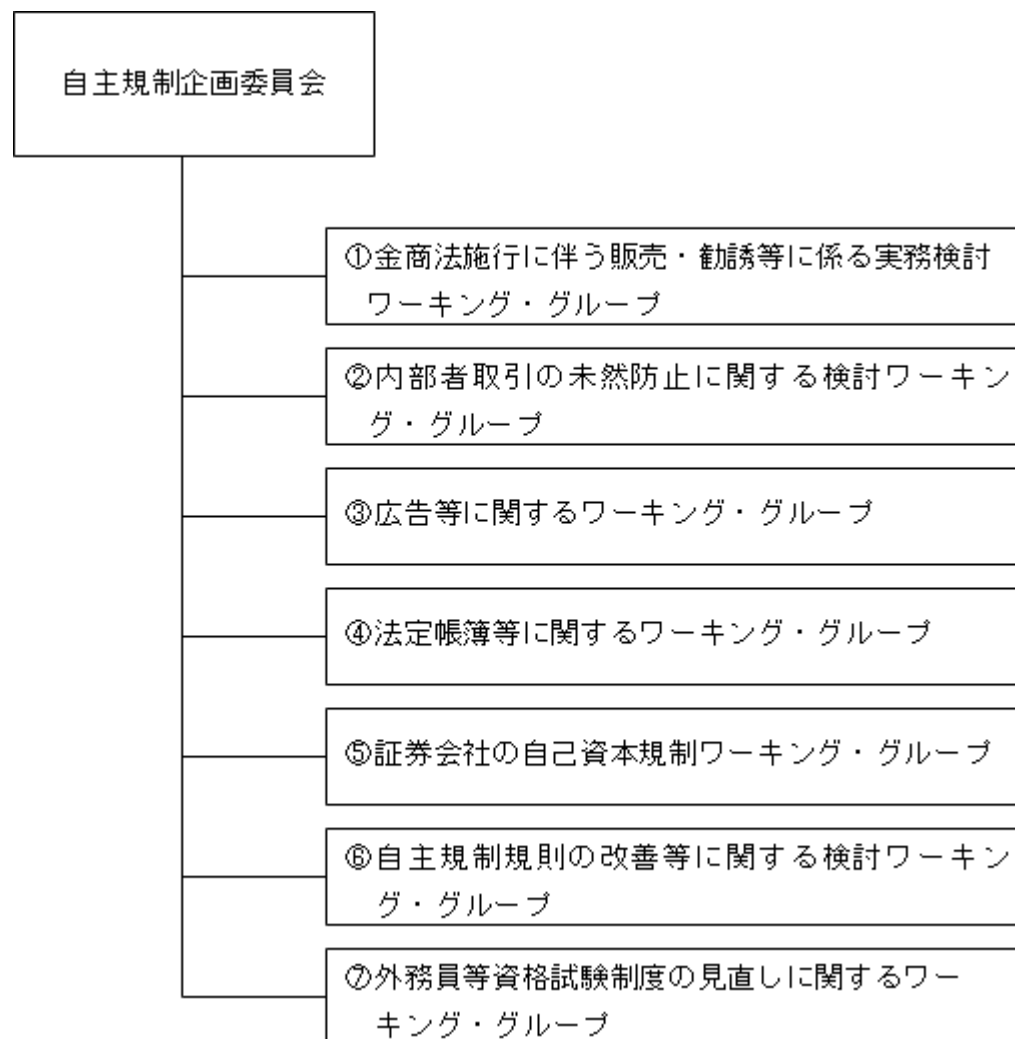
ワーキング名	主な検討事項 (公表資料及び規則改正等)	事務局
--------	----------------------	-----

①自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 (21年9月設置) 【議事概要】	○プリンシプル・ベース及びコスト・ベネフィット等を踏まえた効果的かつ効率的な自主規制のあり方について検討 【公表資料】 ・「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会中間論点整理」(22年6月)	自主規制企画部
②投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ (22年1月設置) 【議事概要】	○協会員における適正な投資勧誘の徹底を図るための実効性ある諸施策について検討	自主規制企画部
③未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会 (21年9月設置) 【議事概要】	○非登録業者による未公開株式の投資勧誘による被害防止の対応をさらに積極的に図る観点から、金融庁、証券取引等監視委員会、警察庁及び自主規制機関相互の緊密な連携の下、関係者間の情報交換を積極的に行い、具体的な対応策を検討 【公表資料】 ・「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」における報告書(22年1月) ・未公開株通報専用コールセンターを設置(22年4月) ・「未公開株通報専用コールセンター」利用者状況、最近の手口の公表について	自主規制1部
④ATCワーキング・グループ (20年11月設置) 【議事概要】	○証券市場の公正かつ健全な発展の観点から、証券市場規制の趣旨を踏まえ、取り組むべき課題を幅広く発見するとともに、発見した課題への対応等について検討	自主規制企画部
⑤内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ (20年4月設置) 【議事概要】	○インサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策に関する検討	自主規制企画部

2. 各委員会の下部ワーキング・グループ等

(1)「自主規制企画委員会」の下部ワーキング・グループ等

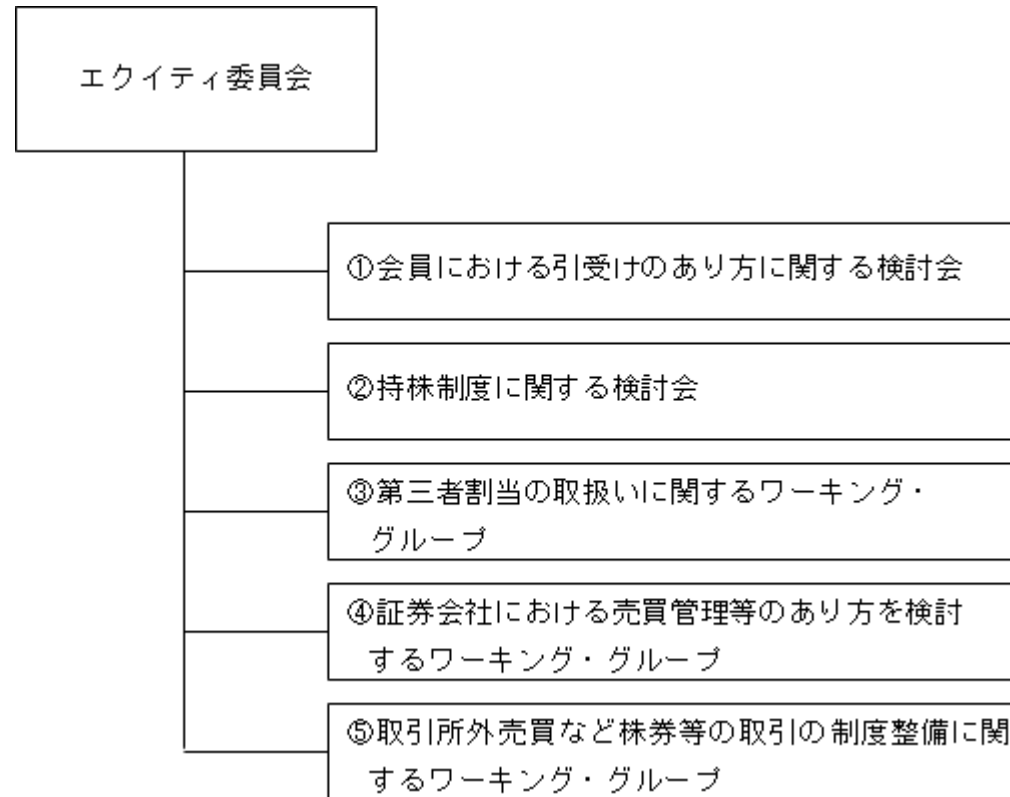
(自主規制企画委員会の下部ワーキング・グループ等の組織図)



ワーキング名	主な検討事項 (公表資料及び規則改正等)	事務局
①金商法施行に伴う販売・勧誘等に係る実務検討ワーキング・グループ (19年5月設置) 【議事概要】	○「契約締結前交付書面」の参考様式の改訂等に関する検討	自主規制企画部
②内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング・グループ (18年9月設置) 【議事概要】	○J-IRISSの運用に関する検討	自主規制企画部
③広告等に関するワーキング・グループ (15年7月設置) 【議事概要】	○「金商法における広告等規制に関するQ & A」の改訂に関する検討	自主規制企画部
④法定帳簿等に関するワーキング・グループ (14年9月設置) 【議事概要】	○帳簿書類の具体的記載事項等に関する検討 ○保護預り約款・振替決済口座管理約款 (参考様式) の作成等	自主規制企画部
⑤証券会社の自己資本規制ワーキング・グループ (16年11月設置) 【議事概要】	○証券会社の自己資本規制に関する検討	自主規制企画部
⑥自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ (19年1月設置) 【議事概要】	○広告、販売勧誘面以外の行為規制面に係るコンプライアンスに関する検討	自主規制企画部
⑦外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング・グループ (16年11月設置) 【議事概要】	○資格・試験制度の見直し等に関する検討	資格管理部

(2)「エクイティ委員会」の下部ワーキング・グループ等

(エクイティ委員会の下部ワーキング・グループ等の組織図)

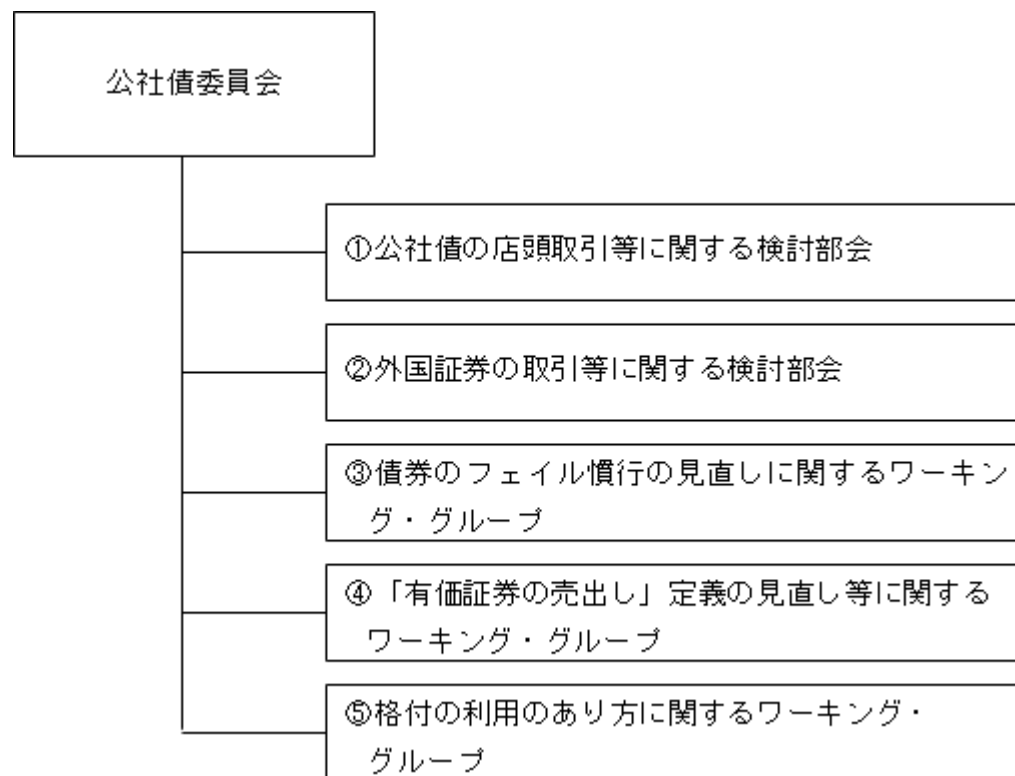


ワーキング名	主な検討事項 (公表資料及び規則改正等)	事務局
①会員における引受けのあり方に関する検討会 (18年6月設置) 【議事概要】	○会員が行う引受けのあり方についての見直しに関する検討	自主規制1部
②持株制度に関する検討会	○「持株制度 (従業員持株会等) に関するガイド	自主規制1部

(19年11月設置) 【議事概要】	ライン」の見直しに関する検討	
③第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ (21年9月設置) 【議事概要】	○MSCB等以外の第三者割当の形態で行われるファイナンスについて、市場仲介者の観点から取り組むべき課題があるかどうか検討 【公表資料及び規則改正等】 ・「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」報告書(22年2月)	自主規制1部
④証券会社における売買管理等のあり方を検討するワーキング・グループ (22年3月設置) 【議事概要】	○不適切ファイナンスや不公正取引などの最近の事例を踏まえた会員における適切な売買管理等のあり方について検討	自主規制1部
⑤取引所外売買など株券等の取引の制度整備に関するワーキング・グループ (22年4月設置) 【議事概要】	○私設取引システム(PTS)における空売りや取引所外売買など株券等の取引の制度整備の検討	自主規制1部

(3)「公社債委員会」の下部ワーキング等

(公社債委員会の下部ワーキング・グループ等の組織図)

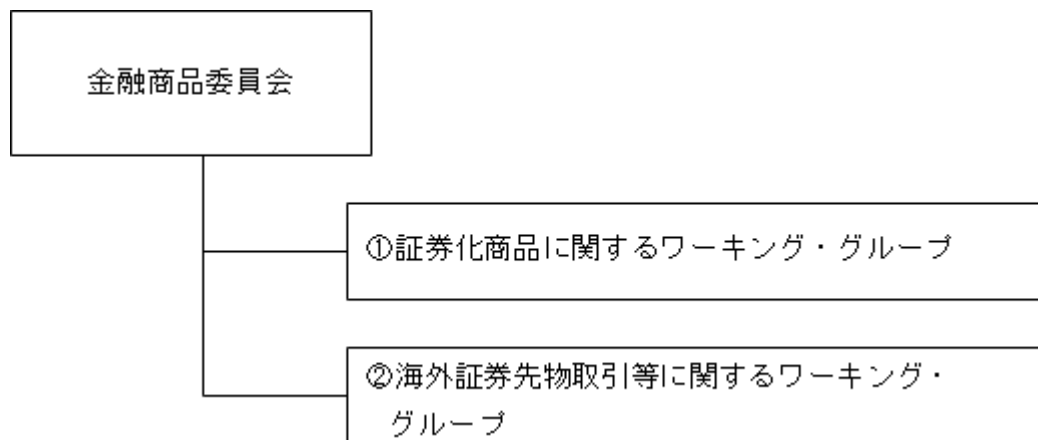


ワーキング名	主な検討事項 (公表資料及び規則改正等)	事務局
①公社債の店頭取引等に関する検討部会 【議事概要】	○公社債の店頭取引等に関する制度面・実務面からの検討 (実務者レベルで公社債関連事項に関する諸問題を検討する唯一の会議体)	自主規制2部
②外国証券の取引等に関する検討部会 【議事概要】	○外国証券取引に関する制度面・実務面からの検討 (実務者レベルで外国証券関連事項に関する諸問題を検討する唯一の会議体)	自主規制2部

③債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ (21年5月設置) 【議事概要】	○債券決済におけるフェイル慣行の見直し等に関する検討 【公表資料及び規則改正等】 ・「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告書(22年4月)	自主規制2部
④「有価証券の売出し」定義の見直し等に関するワーキング・グループ (21年8月設置) 【議事概要】	○「有価証券の売出し」概念の見直しに対応し、自主規制ルールの整備等の検討	自主規制2部
⑤格付の利用のあり方に関するワーキング・グループ (22年7月設置) 【議事概要】	○格付制度の見直しを踏まえた、格付の利用のあり方の検討	自主規制2部

(4)「金融商品委員会」の下部ワーキング・グループ等

(金融商品委員会の下部ワーキング・グループ等の組織図)



ワーキング名	主な検討事項(公表資料及び規則改正)	事務局
--------	--------------------	-----

	等)	
①証券化商品に関するワーキング・グループ (21年7月設置) 【議事概要】	○証券化商品の販売等に関する規則等の見直し及びその他協会員の業務に関連した我が国証券化市場の発展に資する事項について検討	自主規制3部
②海外証券先物取引等に関するワーキング・グループ (22年8月設置) 【議事概要】	○海外証券先物取引等に関する事項(証拠金の取扱い、決済方法等の在り方及び海外証券先物取引等口座設定約諾書の位置付け等)の検討	自主規制3部

4. ATC (アヘッド・オブ・ザ・カーブ (注)) の取組み

- 日本証券業協会では、証券市場の公正かつ健全な発展の観点から、取り組むべき諸課題を幅広く早期に発見・対応するため、自主規制会議の下部機関として、「ATCワーキング・グループ」を設置しています。
- 「ATCワーキング・グループ」では、以下のような取り組むべき「課題」を幅広く発見するとともに、発見した課題への対応等について検討を行っています。

「課題」の例

- ① 既存の法令・規則等に明らかに違反しないものの、現在又は将来において、当該法令・規則等又は証券市場規制全般の趣旨に反し、公正な価格形成や証券の円滑な流通等の証券市場の機能に悪影響を及ぼし、又は証券市場への信頼を損なうことにつながる可能性があるような商品又は市場参加者の行為等
- ② 市場が未発展な新商品・取引等であるため、既存の法令・規則等に明確な規則が存在せず、市場参加者にとって不明確性があり、当該商品や取引等の健全な発展が阻害されている可能性があるもの
- ③ 将来的に発生する可能性があり、発生した場合には市場の運営等に多大な影響を及ぼす可能性があるものの、現時点で対応策が法令・規則等に定められていないため、統一的な対応策を市場参加者全体であらかじめ検討しておくべきであると考えられるもの

(注) 「ATC (Ahead of The Curve)」は、一般には「先回りをして」「先手を打って」という意味であり、ここでは

「証券市場における諸課題の先取りのな発見と迅速な対応」を意味する。

■ [日本証券業協会におけるATCに係る検討の体制図](#) [PDF](#) ■

[/免責事項/個人情報の取扱い/ご意見等/サイトマップ/](#)

Copyright(C) 1997 Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

English

検索

GO

[ホーム](#) > [自主規制](#) > [協会員への監査](#)

協会員への監査について

1. 監査とは

金融商品取引法の規定により、日本証券業協会の定款には、法令・諸規則、取引の信義則の遵守状況等の調査に関する事項を記載しなければならないとされていることから、本協会は定款に監査に関する事項を定めています。

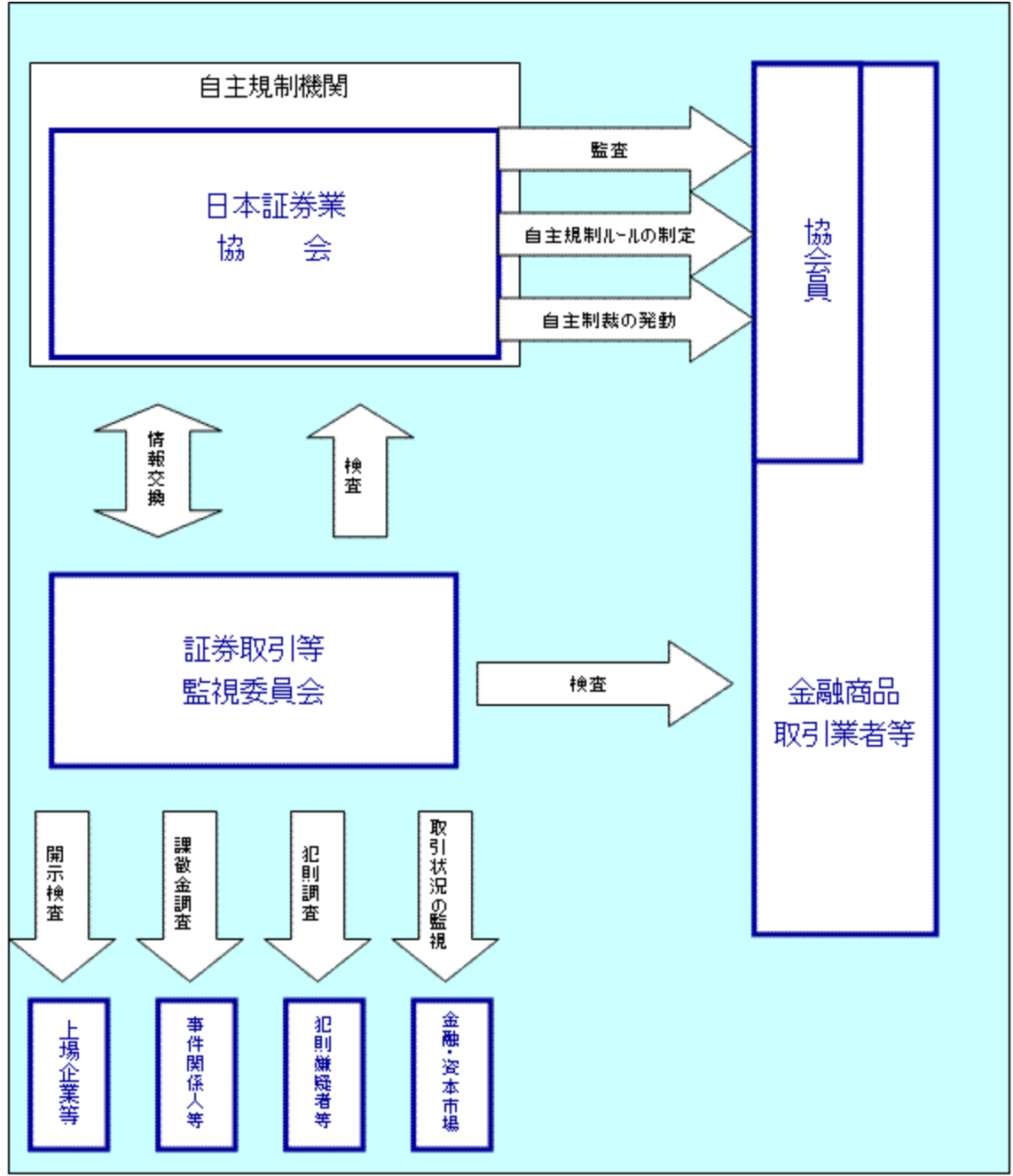
監査本部においては、本協会の定款に基づき、協会員（注）に対して、法令・諸規則、取引の信義則の遵守状況等に係る監査を実施しています。

（注）協会員とは、会員（証券会社）、特別会員（都市銀行やゆうちょ銀行等の銀行、信用金庫、信用組合、保険会社等本協会に加入している登録金融機関）及び店頭デリバティブ取引会員をいいます（以下、同じです。）。

なお、証券取引等監視委員会もこれら協会員に対して検査を実施していますが、本協会との関係は、次の図のとおりです。

（参考）

○ 本協会と証券取引等監視委員会の関係



- ・ 本協会は、協会員に対する監査や自主規制ルールの制定等を行っています。
- ・ 本協会が実施した協会員の監査情報に基づき、証券取引等監視委員会が当該協会員に対して検査を実施すること等、監査業務に関する情報交換を実施しており、行政の検査と本協会の監査との間には連携態勢が構築されています。

II. 監査の実施について

1. 監査の基本的な考え方

以下のような考え方にに基づき監査を実施しています。

- 協会員の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会員の内部管理態勢の構築、公正な取引の確保の観点等から実施することとしています。
- 協会員の業務内容、顧客層及びリスクの保有状況等に基づいた監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別に決定することにより、効果的、効率的な監査を行うこととしています。

2. 監査の実施方法と重点事項

監査にあたっては、協会員の営業及び財産の状況に関する問題点、証券事故の発生等の情報を総合的に考慮し、監査対象先を選定しています。

監査は、協会員の本店や支店等を訪問して、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況等について、帳簿書類等を調査する方法により行っています。

なお、監査の重点事項は次のとおりです。

会員（証券会社）・特別会員（銀行等）共通の重点事項

- 内部管理態勢の整備・強化の状況について点検を行います。
特に、インターネット取引を行っている会員については、システムリスク管理態勢の状況の点検を行います。

- 投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び金融商品の販売に当たっての顧客への説明状況等について、重点的に高齢者への販売状況の点検を行います。

会員（証券会社）のみの重点事項

- 顧客資産の保護の適正化を確認する観点から、顧客資産に係る分別管理の実施状況について点検を行います。
- インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢の状況について点検を行います。

III. 監査の結果について

1. 監査の実施状況

平成22年度上半期に監査を実施した会社数は、会員44社、特別会員28機関です。1社平均の監査日数・監査人員等は次のとおりで、監査対象先の業務内容、規模等に応じて、監査日数・監査人員等を選定しました。

- 会員（証券会社）

平成22年4月～同22年9月に監査を着手したもの。

	会員（証券会社）	
	22年度上半期	21年度（参考）
監査実施会社数	44社	91社
1社平均の監査日数	6.2日	6.1日
（1社あたりの監査日数）	（3～15日）	（3～13日）

1社平均の監査人員	4.6人	4.6人
(1社あたりの監査人員)	(3～17人)	(3～17人)

○ 特別会員 (銀行等)

平成22年4月～同22年9月に監査を着手したもの。

	特別会員 (銀行等)	
	22年度上半期	21年度 (参考)
監査実施会社数	28機関	61機関
1社平均の監査日数	4.9日	5.2日
(1社あたりの監査日数)	(4～5日)	(3～8日)
1社平均の監査人員	4.1人	4.0人
(1社あたりの監査人員)	(3～6人)	(2～6人)

2. 監査結果の概要

平成22年度上半期に、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は次のとおりです。

平成22年4月～同22年9月に結果通知を交付したもの。

	会員 (証券会社)		特別会員 (銀行等)	
	22年度上半期	21年度 (参考)	22年度上半期	21年度 (参考)
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	13社	43社	8機関	7機関

法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	26社	52社	21機関	49機関
計	39社	95社	29機関	56機関

○ 法令・諸規則違反等の主な指摘内容は次のとおりです。

① 法令・諸規則違反関係：

- イ. 顧客に対し、誤った投資信託の信託報酬率を表示していたもの、
- ロ. 投資信託取引口座を開設する顧客に対し、法令で定められた契約締結前交付書面を交付していなかったもの など。

② 内部管理態勢関係：

- イ. 投資信託について、営業員が不適切な乗換え勧誘を行っていたにもかかわらず、これを防止する管理態勢が不十分であったもの、
- ロ. 大きく損失が発生している顧客に対する顧客面談が適切に実施されていない等、顧客の投資意向等を把握する態勢が不十分であったもの、など。

IV. 定期点検と特別監査について

監査本部では、会員の本支店等を直接訪問して行う監査のほかに、会員から財務状況などの報告を受け、これに基づいて集計や分析を行うとともに、その状況等について適宜点検を行っています。また、経営状況が著しく悪化した会員については、特別監査を実施するなど顧客資産の保全に向け取り組んでいます。

1. 財務状況等の定期的な点検等

会員からの財務状況や顧客資産の状況等に関する定期報告に基づき、主として次の点検等を行います。

① 財務状況が悪化している会員の抽出と点検等

財務状況が悪化した会員を抽出し、今後の財務状況の改善計画などを調査します。

財務状況が著しく悪化した会員については、資金繰りや顧客資産（顧客からの預り資産）の保全状況な

どを個別に点検するとともに、必要に応じてより厳しい分別管理義務を課すなどの保全措置を講じることとしています。

② 新規加入会員の審査等 (管理本部と共管)

新規に金融商品取引業者として参入してくる業者については、金融庁と連携し、反社会的勢力の関与、内部管理体制、収支・資本計画等を審査し、問題がある場合には改善を勧告します。

2. 特別監査等

経営が著しく悪化した会員や経営破たんした会員など、業務や財務の状況に照らして支払い不能となるおそれがあるときは、これらの会員に対し、顧客資産の保全状況を点検する特別監査を実施するとともに、顧客資産の返還完了まで、関係者（破産した会員の破産管財人、日本投資者保護基金及び金融庁）と連携して監理します。

[/免責事項/個人情報の取扱い/ご意見等/サイトマップ/](#)

Copyright(C) 1997 Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

English

検索

GO

ホーム>資格関係>外務員資格

外務員資格

■ 外務員資格とは

協会員（証券会社や銀行などの金融商品取引業者等のうち日本証券業協会の協会員となっている会社）に所属し、顧客に対して金融商品等を勧誘する等の金融商品取引業務を行う者を外務員といいます。

投資者保護の観点から、外務員には金融商品に関する専門知識や法令諸規則を遵守し、公正かつ健全な取引をすることが求められています。

この要求に応えられるよう、本協会では外務員の資質の適格性を確保するために、外務員資格試験制度を設け、合格者に外務員資格を付与しています。

■ 外務員登録

外務員資格を持っているだけでは、外務員として活動することはできません。

外務員は、その人が所属している金融商品取引業者等に代わって職務を行うことから、その職務には外務員個人だけでなく、その人が所属している金融商品取引業者等にも責任が発生します。そのため、国に外務員登録を受けた者でなくては、外務員として働くことができません。本協会は、外務員登録の業務について国から委任されており、協会員の外務員登録事務を行っています。

外務員登録制度は、法令違反などをした外務員の登録を取り消すなどの処分により外務員としての不適格者を排除し、投資者の保護を図ることを目的としています。

■ 更新研修

外務員資格を取得し、外務員登録を受けると、外務員としての活動をすることができます。一方、外務員には金融商品に関する最新の専門知識や法令諸規則を遵守し、公正かつ健全な取引をすることが常に求められています。

本協会では、外務員に対する投資者の信頼性を確保するとともに外務員の一層の資質向上を図るた

め、外務員資格更新研修の制度を設けています。この制度に基づき、外務員は、定期的に所定の期間内に外務員資格更新研修を受講する必要があります。

[/免責事項/個人情報の取扱い/ご意見等/サイトマップ/](#)

Copyright(C) 1997 Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

自主規制部門のワーキング・グループ

ワーキング・グループの名称	委員の数	うち、外部委員
投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ (平成 22 年 1 月 19 日設置)	12 名	3 名 弁護士 1 名 大学教授・准教授 2 名
格付の利用のあり方に関するワーキング・グループ (平成 22 年 7 月 15 日設置)	23 名 (オブザーバー含む)	13 名 大学教授 2 名 発行会社 2 名 機関投資家 2 名 格付会社 5 名 金融庁 (オブザーバー) 2 名
A T C ワーキング・グループ (平成 20 年 11 月 18 日設置、平成 22 年 9 月 14 日委員変更)	14 名	7 名 シンクタンク 1 名 市民グループ 1 名 大学教授 1 名 弁護士 1 名 A D R 1 名 取引所 2 名

「自主規制ウェブハンドブック」の掲載イメージ

- 自主規制規則及び関連する制度の創設に係る経緯やその目的・趣旨などを盛り込み、利用者にとって分かりやすい手引書とする。また、参考資料として、規則全文、ガイドライン、Q&A なども盛り込むことで、便覧としても活用。
- 金融商品取引業者等の役職員に限らず、幅広い関係者（行政当局、弁護士、研究者等）にも利用していただくために、協会 HP に掲載。
- 将来的には、規則の逐条解説なども盛り込んだハンドブック（書籍）の発刊も検討。

<当初ページ（メニュー画面）>

規則・制度等の種類	カテゴリー
自主規制規則	協会員における顧客管理、内部管理等
	従業員、外務員関係
	広告関係
	個人情報関係
	株式関係
	債券関係
	外国証券・取引関係
	証券化商品関係
	デリバティブ関係
	倫理コード関係
統一慣習規則	
紛争処理規則	
理事会決議等	
制度	
その他	上記以外の事項に関する Q&A
	営業ルール照会制度

<リンク先のページのイメージ>

規則等の名称	制定日 直近改正日	規則の制定の経緯、規則の 目的・趣旨等	Q&A、ガイドライン、 協会員通知
●「規則等の名称」 を掲載。	●「規則の制定日、直 近改正日」を掲載	●「規則の制定の経緯、 規則の目的、趣旨等」を掲 載。	●「規則に関する Q&A、ガイドラ イン、協会員通知」を掲載。

掲載例

【自主規制規則】

<協会員における顧客管理、内部管理等>

規則等の名称	制定日 直近改正日	規則の制定の経緯、規則の 目的・趣旨等	Q&A、ガイドライン、 協会員通知
協会員の投資勧誘、 顧客管理等に関する 規則	(制定日) 昭和 50 年 2 月 19 日 (直近改正日) 平成 22 年 3 月 16 日	(制定の経緯) 昭和 49 年 12 月 2 日付けの 大蔵省証券局長通達「投資 者本位の営業姿勢の徹底 について」の趣旨を実現す るための具体策の一つと して、本規則を制定した。 (目的・趣旨等) 協会員が行う有価証券の 売買その他の取引等の勧 誘、顧客管理等について、 その適正化を図ること。	・「『協会員の投資勧誘、顧客管 理等に関する規則』第 3 条第 3 項 『重要な事項』の説明に関する考 え方の改訂について(格付規制関 係)」(平成 22 年 9 月 30 日) ・「投資信託等の目論見書に関す る Q & A (平成 22 年 4 月版)」 (平成 22 年 4 月 26 日) ・「契約締結前の書面交付等義務 及び特定投資家制度に関する Q & A (改訂 3 版)」(平成 20 年 3 月 18 日) ・「内部者登録カードの整備等 に関する Q & A」(平成 19 年 11 月 7 日) ・「『仮名取引の受託の禁止』に 関する Q & A」(平成 19 年 9 月) ・「顧客管理に関する規程」(社 内規程モデル) ・「内部者取引管理規程」(社内 規程モデル) (参考) ・「内部者登録制度の見直しに係 る基本方針」(平成 19 年 3 月 20 日)

協会員の役職員に対する処分の考え方

平成 22 年 9 月 14 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会が行っている協会員の役職員に対する処分には、行政処分と自主規制処分がある。行政処分の直接的な目的は、外務行為からの不適格者の排除であり、自主規制処分の直接的な目的は、協会員の役職員による法令等違反行為の抑止や再発防止及び金融商品取引業の信用を著しく失墜させるような行為を行った者の業界からの排除である。行政処分や自主規制処分が目指すものは、これらの処分を通じて、有価証券の売買その他の取引等の公正を確保することにより、投資者の保護を図り、もって金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

Ⅰ．処分の検討要素

処分を行うに際しては、法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、常習性（違反回数、行為の期間）、取引金額、事故金額、顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）、過去の行政処分及び自主規制処分の有無、役職、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁済状況、利得の還元等の状況、発覚の経緯等）、刑事訴追の有無並びに反社会的勢力の関与の有無等の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査する。

Ⅱ．審査の指針

登録を受けている外務員が金融商品取引法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合で、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、登録取消しとし、登録取消しに至らないものであるときは、職務停止の検討を行う。（外務員資格処分について、準用する。）

1．法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、違反回数や期間、取引金額、事故金額並びに顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）に応じた処分とすることを基本に、以下の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査する。

（1）過去の行政処分及び自主規制処分の有無に応じ加重する。

（2）役職の高さ（代表者、内部管理統括責任者、役員、部長、支店長、営業責任者、内部管理責任者等）に応じ加重する。

- (3) その他、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁済状況、利得の還元等の状況、発覚の経緯等）等に応じ加重又は軽減する。
- (4) 協会員が法令等違反行為の事実を把握する前に、行為者自らが協会員に法令等違反行為の事実を申し出た場合は軽減する。

2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消しとならない場合であっても、重い職務停止処分とする。

- (1) 顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為
- (2) 金融商品取引法上重い罰則のある行為（相場操縦やインサイダー取引等）
- (3) 役員等による協会員の法令等違反を主導する行為
協会員が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合において、協会員の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び執行役員が主導的な役割を担っていたと認められる場合
- (4) 再違反行為
過去に法令等違反行為を行った者が、再度法令等違反行為を行い、次のいずれかに該当する場合
 - ① 1月を超える期間の処分を受け、その決定を受けた日から5年以内に、再度1月を超える期間の処分に相当する事由が生じた場合
 - ② 処分を受け、その決定を受けた日から5年以内に、再度処分を受け、かつ、当該5年以内の期間中にさらに処分に相当する事由が生じた場合

3. 欠格事項該当者に対する処分

- (1) 金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなり、以下のいずれかに該当する場合は、登録取消しとする。
 - ① 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
 - ② 欠格事項の起因となった行為が、刑法上の重大な犯罪である場合
 - ③ 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- (2) 上記(1)に該当せず、禁錮以上の刑（金融商品取引法第29条の4第1項第2号ハ）を受けることとなった場合は、登録取消しとする。ただし、執行猶予があった場合は、刑期に応じた職務停止とする。
- (3) 外務員登録の時点において登録拒否要件（金融商品取引法第64条の2第1

項)に該当していたことが登録後に判明した場合は、登録取消しとする。

4. 法令等違反行為者に対する不都合行為者の取扱い

協会の従業員が退職し又は協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その者が行った法令等違反行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものである場合は、不都合行為者の取扱いとする。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者とし、その他の者を二級不都合行為者とする。

A. 一級不都合行為者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、一級不都合行為者の取扱いを検討する。

※平成 22 年 7 月 1 日以降の行為に限る。

- (1) 金融商品取引法上重い罰則のある法令違反行為（例えば、相場操縦やインサイダー取引等）を行った場合又は金融商品取引業に関連して重大な違反行為（例えば、贈賄、利益供与等）を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (2) 金融商品取引業に関連して、顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為等を行った場合又は専ら自ら（親族、友人、知人その他の関係者を含む。）の利益を追求する目的で法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (3) 金融商品取引業に関連して、反社会的勢力と共謀して法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (4) 過去に不都合行為者の取扱いを受けた者について、再び不都合行為者の取扱いを検討する必要性が生じた場合

B. 二級不都合行為者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、二級不都合行為者の取扱いを検討する。

- (1) 登録取消処分の対象となる行為を行った場合
- (2) 協会員の役員及び執行役員が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

5. 営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止

- (1) 営業責任者又は内部管理責任者自らが法令等違反行為を行った場合
- (2) 営業責任者又は内部管理責任者がその責務を十分果たしていなかった場合

(法令等違反行為を認識していたにもかかわらず、意図的に隠蔽又は放置した場合等)

※1 営業責任者の資格停止処分については、平成9年9月1日以降の行為に限る。

※2 営業責任者及び内部管理責任者の資格取消処分、内部管理責任者の資格停止処分及び1年を超える営業責任者の資格停止処分については、平成21年9月30日以降の行為に限る。

以 上

「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」の発信について

平成 22 年 12 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）において提言された「投資者・消費者からの信頼性向上のための施策」の一環として、本協会ホームページにおいて、「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」を恒常的に発信していくことといたしました。

本日、本協会ホームページに、下記のとおり、「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」を掲載いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

記**1. 趣旨・目的**

- ① 証券取引・市場や協会員に対する信頼の確保・向上の観点から、投資者に対する注意喚起を恒常的に発信する。
- ② 本協会では、これまで、「未公開株・社債等の勧誘に関する注意喚起」など単発的な情報提供を行っていたが、今後は、本協会ホームページの中に「詐欺やトラブルにあわないために…」（インベスター・アラートのコンテンツ）を新たに設け、機動的かつ恒常的な情報発信ツールとして、投資者・消費者向けに有用な情報を随時発信していく。

2. 発信方法

- 本協会ホームページの以下の URL に掲載（トップページにバナーを設置）
（URL：http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/inv_alerts/index.html）

3. 発信開始日

平成 22 年 12 月 14 日（火）

以 上

（本件に関するお問い合わせ先）

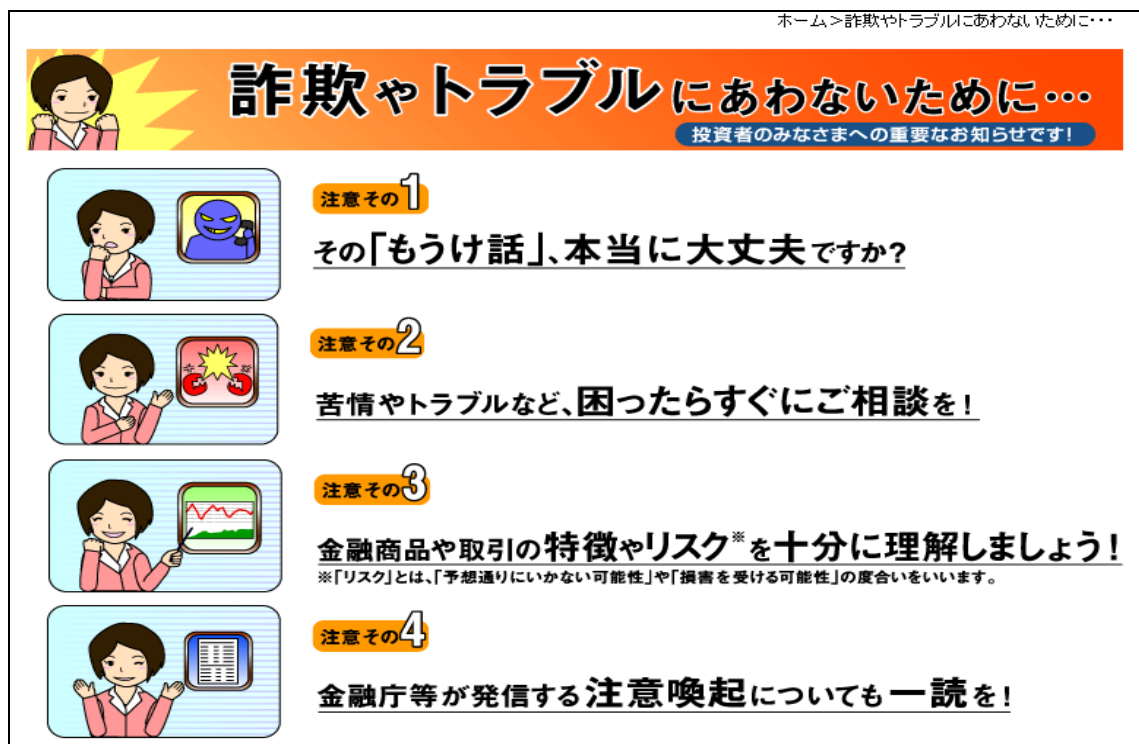
日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

本協会ホームページの掲載画面

1. 本協会ホームページのトップページ



2. 注意喚起のトップ画面（トップページのバナー（エントランス）をクリック後の画面）



ホームページに掲載中のインベスター・アラート（注意喚起）について

4つの分類	タイトル
（注意その1） 詐欺的行為の情報を掲載 その「もうけ話」、本当に大丈夫ですか？	●「不審な会社や人物」から未公開株や社債などの勧誘を受けていませんか？ ●『未公開株・社債など』に関するトラブルが多発しています！ ●証券会社名を騙った『未公開株の勧誘』にご注意ください！ ●日本証券業協会の職員を装った『未公開株の勧誘』にご注意ください！
（注意その2） 苦情等の事案を紹介 苦情やトラブルなど、困ったらずすぐにご相談を！	●このような苦情やトラブルが起きています ●取引前と取引後の留意点 ●投資を決める際の心構え
（注意その3） 複雑な新商品・取引の特徴 やリスク説明、あるいは法・ 制度改正の周知 金融商品や取引の特徴やリスクを十分に理解しましょう！	●EB 債（他社株転換可能債券）の特徴やリスクとは？ ●証券 CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？ ●デリバティブ取引等の特徴やリスクとは？【準備中】
（注意その4） 関係機関との連携 金融庁等が発信する注意喚起についても一読を！	●無登録で金融商品取引業を行う者の名簿等（金融庁ホームページ） ●無登録の海外所在業者による勧誘に注意！（金融庁ホームページ） ●電話による詐欺的な投資勧誘（コールド・コーリング）への注意（金融庁ホームページ） ●米国 SEC のインベスター・アラート（注意喚起）！ ●米国 FINRA のインベスター・アラート（注意喚起）！ ●英国 FSA のインベスター・アラート（注意喚起）！ ●証券監督者国際機構（IOSCO）のインベスター・アラート（注意喚起）！（IOSCO ホームページ） ●その他の海外機関のインベスター・アラート（注意喚起）！